

事 務 連 絡  
平成 28 年 11 月 30 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室  
経済産業省商務情報政策局情報通信機器課  
環境リサイクル室

家電リサイクル法に基づく再商品化等施設に係る情報の提供等について

日頃から廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）については、平成 26 年度の「地方分権改革に関する提案募集」の中で御提案を頂き、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、以下のように対応方針が定められたところです。

- 再商品化等の認定（23 条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成 28 年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。

環境省及び経済産業省においては、この方針に則り、家電リサイクル法に係る「事務の効果的な執行に資する情報」を確認するため、平成 28 年 4 月、提案団体に対するアンケート調査を実施したところです。今般、その結果等を踏まえ、情報提供等の具体的な方法について、別紙のとおり定めましたのでお知らせいたします。

また、貴管内市区町村に対しても、周知いただくようお願い申し上げます。

**【担当】** 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室 長谷、野崎、小林  
T E L : 03-5501-3153  
E-mail : [hairi-recycle@env.go.jp](mailto:hairi-recycle@env.go.jp)

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課  
環境リサイクル室 佐野、田邊  
T E L : 03-3501-6944  
E-mail : [kaden-recycle@meti.go.jp](mailto:kaden-recycle@meti.go.jp)

## 1. 再商品化等施設に係る情報の提供

平成 27 年 12 月の閣議決定を受け、環境省及び経済産業省では、平成 28 年 4 月、提案団体を対象とするアンケート調査を実施し、御提案の趣旨は、

家電リサイクル法に基づいて国から再商品化等の認定を受けた再商品化等施設は「みなし」の廃棄物処理業者であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく立入検査等を地方公共団体が実施することになるため、廃棄物処理法に基づく立入検査を効果的に執行できるよう、再商品化等を行う工程に係る最新の情報を提供されたい。

ということであると認識しました。

そこで、環境省及び経済産業省としては、再商品化等施設に対して立入検査を実施する地方公共団体から、環境省本省に実施する旨の連絡があった際に、当該再商品化等施設に関する以下の情報を提供することとします。

- 特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成 12 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 12 条第 4 号ホに係る情報 並びに
- 第 12 条第 5 号に係る情報のうち以下に関するもの
  - 「当該施設において取り扱う特定家庭用機器廃棄物」 及び
  - 「当該施設が一年間に再商品化等に必要な行為を実施することのできる特定家庭用機器廃棄物の最大台数」

なお、再商品化等施設については、認定内容の変更手続が頻繁に行われており、その都度の情報提供は事務負担上困難であることから、上記の通り、実際に立入検査が行われる際に、その時点での最新情報の提供を行う方法を探らせていただきます。また、情報の提供までには、御連絡を頂いてから、最大で 1 か月程度の期間を要する場合がございますので、御留意ください。

### ○ 特定家庭用機器再商品化法施行規則（抄）

第 12 条 法第 23 条第 2 項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 指定法人以外の者に委託して再商品化等をしようとする場合には、次に掲げる書類  
イ～ニ （略）

ホ 再商品化等に必要な行為に関する方法、設備、工程その他の内容を記載した書類

五 再商品化等に必要な行為の用に供する施設が一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る廃棄物処理法第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による許可（同法第 9 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けた場合にあつては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類並びに当該施設の使用開始予定年月日及び当該施設において取り扱う特定家庭用機器廃棄物並びに当該施設が一年間に再商品化等に必要な行為を実施することのできる特定家庭用機器廃棄物の最大台数を記載した書類

六 （略）

## 2. 再商品化等施設に係る行政処分情報の共有

平成 27 年 12 月の閣議決定を踏まえ、国と地方公共団体の連携強化を図るため、今後、国又は地方公共団体のいずれかが、再商品化等施設に対する行政処分を行った際には、以下のように、他方への情報提供を行うことを明確化します。

### (1) 国から地方公共団体への情報提供

- 国（環境省又は経済産業省）が、製造業者等に対して、家電リサイクル法に基づく再商品化等について、報告の徴収（定例的なものを除く。）、命令又は認定の取消しを実施した場合には、遅滞なく、環境省本省から、当該事案に係る地方公共団体に対して、当該処分の事実関係、経緯、処分内容等についての情報を提供する。

### (2) 地方公共団体から国への情報提供

- 地方公共団体が、家電リサイクル法に基づく再商品化等を実施している者に対して、廃棄物処理法に基づき、報告の徴収（定例的なものを除く。）、命令又は許可の取消しを実施した場合には、遅滞なく、環境省本省に対して、当該処分の事実関係、経緯、処分内容等についての情報を提供する（当該情報は環境省及び経済産業省で共有）。

以上